

工事成績評定評価委員会設置要領

(目 的)

第1条 この要領は、工事成績評定等実施要領（以下「評定要領」という。）第9条第4項の規定により設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、成田市との契約に係る工事について、次の事項を審議するものとする。

(1) 評定要領第6条、第7条の規定により通知した評定点等について請負者が同要領第9条第1項の規定により再度説明請求した場合において、その請求に係る事項

(2) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は副市長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員が当該工事担当部長となった時は、議事に加わることができない。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

5 委員長は、審議の結果を市長に工事成績評定審議結果報告書（別記様式）により速やかに報告するものとする。

(事務局)

第5条 委員会の庶務は、工事検査主管課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表

副市長	都市部長
総務部長	水道部長
土木部長	

別記様式

平成 年 月 日

(あて先)
成田市長

工事成績評定評価委員会
委員長

工事成績評定審議結果報告書

平成 年 月 日付依頼のありました工事成績評定の説明請求事項について、審議した結果を下記により報告します。

記

審議内容及び結果

委員会開催日時及び場所	
出席委員	
工事担当部課	部 課
工事名	
請負者	
評定点 (ランク)	点 (ランク)
再説明請求 (審議) の理由	
審議結果	